

# 資料 1

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の教育課程には、少なくとも学年別に各教科、<u>道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間配当並びに教育指導の重点を明確にしなければならない。</u></p> <p>(教材使用の承認)</p> <p>第11条 校長は、次のものを児童生徒に使用させようとするときは、様式第2号によって、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 検定教科書のない教科において使用する手引書又は参考書の類</p> <p>(2) <u>道徳、特別活動又は総合的な学習の時間において</u>使用する手引書又は参考書の類</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の教育課程には、少なくとも学年別に各教科、<u>特別の教科である道徳、外国語活動(小学校に限る。以下同じ。)、総合的な学習の時間及び特別活動</u>の時間配当並びに教育指導の重点を明確にしなければならない。</p> <p>(教材使用の承認)</p> <p>第11条 校長は、次のものを児童生徒に使用させようとするときは、様式第2号によって、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 検定教科書のない教科<u>又は検定教科書のない特別の教科である道徳</u>において使用する手引書又は参考書の類</p> <p>(2) <u>外国語活動、総合的な学習の時間又は特別活動において</u>使用する手引書又は参考書の類</p>